

介護給付適正化保険者支援事業（縦覧点検支援業務・医療突合支援業務）
の実施について

本会では、保険者が行う介護給付適正化事業のうち「医療情報との突合」及び「縦覧点検」について、保険医療機関、保険薬局あるいは介護事業所等への請求内容の確認、正当・過誤の判断、請求誤りである場合の過誤申立までの一連の業務について、保険者から委託を受け代行業務として本年10月から実施することとしております。

事業概要は、別添「参考資料」のとおりです。

[担当]

北海道国民健康保険団体連合会

審査部介護・障害者支援課

TEL : 011 - 252 - 7256

介護給付適正化業務支援事業の概要

医療突合支援業務

縦覧点検支援業務

平成26年10月

北海道国民健康保険団体連合会

1. 縦覧点検について

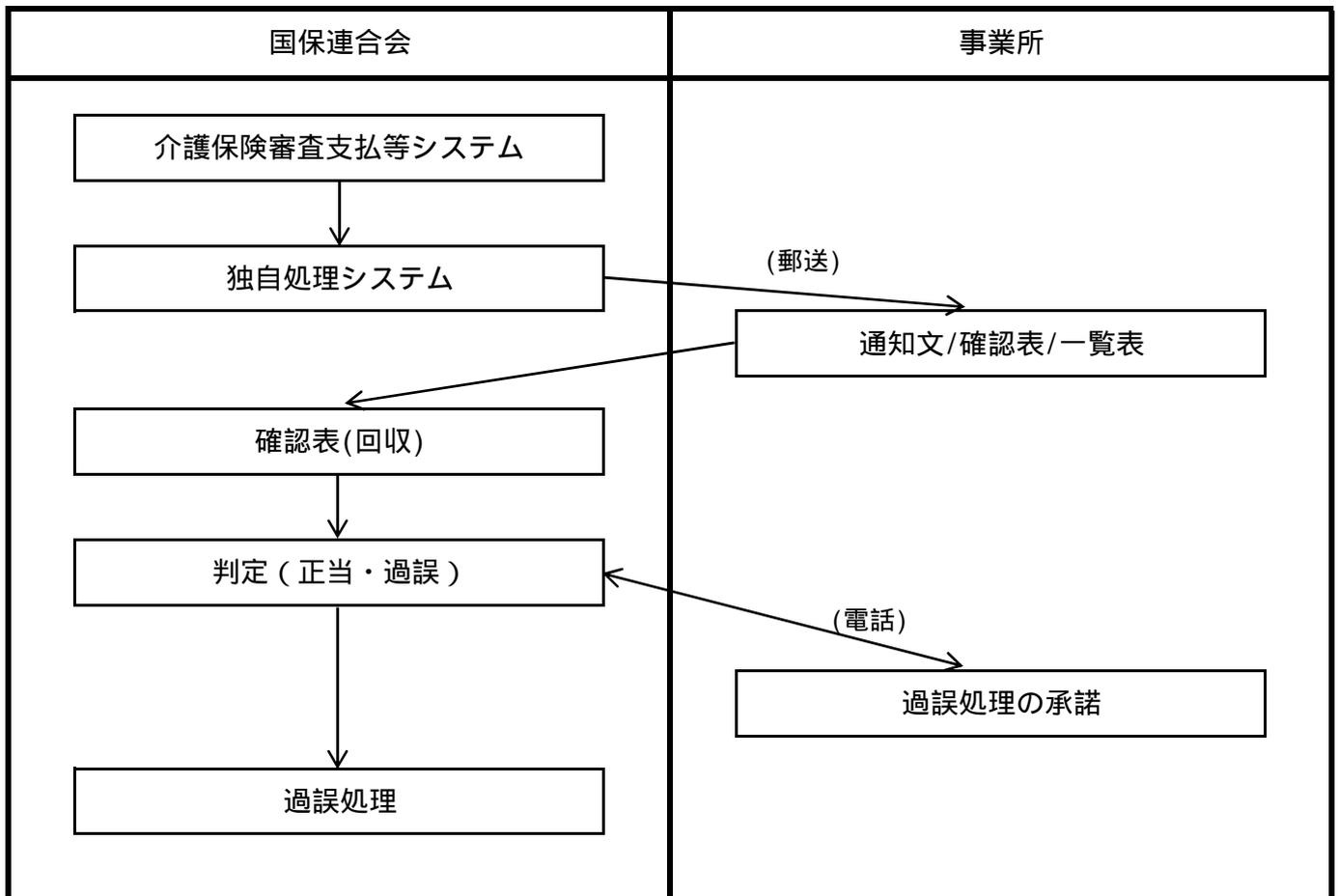
国保連合会では、複数月の明細書における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認するための縦覧点検を行います。

縦覧点検の結果情報等を基に、給付状況等を確認したうえで、該当明細書について過誤処理を行います。

2. 縦覧点検支援業務の処理方法について

- (1) 国保連合会では、疑義のある請求を対象に事業所へ確認を行います。
- (2) 事業所への確認が必要となる場合、「介護給付費縦覧審査確認表」、事業所向けの「縦覧点検帳票」及び通知文を事業所へ送付します。
- (3) 事業所は「介護給付費縦覧審査確認表」に記載された疑義内容を確認し、指定期日までに国保連合会に回答します。
- (4) 国保連合会では、事業所から返送された「介護給付費縦覧審査確認表」及び請求明細書等に基づき審査を実施し、正当・過誤の判断を行います。
- (5) 事業所が請求誤りをしている場合は、国保連合会にて過誤処理を行います。

3. 縦覧点検支援業務における事務処理の流れ（イメージ図）



4. 医療情報と介護情報の突合について

医療情報と介護情報の突合については、厚生労働省通知の「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号、平成20年3月28日保医発第0328001号、平成21年3月19日保医発第0319002号、平成24年3月30日保医発0330第10号、平成26年3月28日保医発0328第1号により一部改正）に基づき点検を行います。

5. 医療突合支援業務の処理方法について

- (1) 国保連合会では、医療情報と介護情報との突合結果を確認し、疑義のある請求を対象に介護事業所又は医療機関等へ確認を行います。
- (2) 介護事業所への確認が必要となる場合、「介護給付費医療突合審査確認表」、介護事業所向け「医療給付情報突合リスト」及び通知文を送付します。
- (3) 医療機関等への確認が必要となる場合は、「介護給付費医療突合審査確認表」により確認を行います。
- (4) 介護事業所又は医療機関等は「介護給付費医療突合審査確認表」に記載された疑義内容を確認し、指定期日までに国保連合会に回答します。
- (5) 国保連合会では、介護事業所又は医療機関等から返送された確認結果を基に審査を実施し、正当・過誤の判断を行います。
- (6) 介護事業所が請求誤りをしている場合は、国保連合会にて過誤処理を行います。医療機関等が請求誤りをしている場合は、国保連合会にて再審査処理（査定又は返戻）を行います。
- (7) 国保連合会が行う医療と介護との突合業務につきましては、当面、国民健康保険分といたします。

6. 医療突合支援業務における事務処理の流れ（イメージ図）

